

標 題：

船舶安全管理システム規則（外国籍船用）
の制定の件

NKテクニカル インフォメーション

No. : 247

Date : 1998 年 2 月 1 日

各位：

SOLAS 第IX章が 1998 年 7 月 1 日に発効することにより、船舶の安全運航及び汚染防止のための国際管理コード（国際安全管理（ISM）コード）への適合が強制されることに従い、船舶安全管理システム規則（外国籍船用）及び同実施要領が制定され、1998 年 2 月 1 日より施行されましたのでお知らせ致します。本規則等は、IMO ガイドライン（決議 A.788(19)）及び IACS の ISM コードによる審査のためのガイドライン等を反映させたものです。

以 上

お問い合わせ：（財）日本海事協会 船舶管理システム審査室

Tel : 03-5226-2034

Fax : 03-5226-2030

ClassNK

財団法人 日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 〒102-8567

このテクニカルインフォメーションは貴社のお役にたてればと思って情報を提供するものです。必要に応じて貴社のご判断、責任においてご利用下さい。
疑問についてはいつでもご相談下さい。